

## 第 23 回 IHP 政府間理事会概要報告

### 1. IHP の政府間理事会の規程改定

- 「国際水文学計画 (International Hydrological Programme)」から「政府間水文学計画 (Intergovernmental Hydrological Programme)」と改名
- 理事国入りについて、連続 3 回以上の再選 (8 年を超える再選) については自主的に制限する旨の文言案が加えられた。
- ビューローの選出時期については、昨年 11 月のユネスコ総会での決議 (39C/Resolution 87) を踏まえ、総会における政府間理事会メンバーの選挙後速やかに臨時総会を開催し、ビューローを選出する案が了承された。
- 規程改訂案は、第 205 回ユネスコ執行委員会 (2018 年 10 月) の審議を経て、第 40 回ユネスコ総会 (2019 年 11 月) に諮られることとなっている。また、手続規則の改定については、規程と異なり政府間理事会で決定できることから、次回の理事会 (2020 年 6 月予定の第 24 回 IHP 政府間理事会) に持ち越し審議となった。

### 2. 世界水アセスメント計画 (WWAP) に関するツールキット

※WWAPについて：WWAP は、水資源の管理についてモニター・評価するもので、当初は 3 年ごと、現在は毎年報告書 (WWDR: World Water Development Report) を発表している。

- ユネスコのグローバル優先事項である「ジェンダー均衡」及び SDG 5 や 6 を踏まえ、SDGs 達成への貢献を念頭に、WWAP で開発した「Toolkit on Water and Gender」により、ジェンダー均衡に配慮した水に関するデータ分析ができるような指標リストを活用するよう、加盟国や各地域に普及することを採択。

### 3. World Large River (大河川) イニシアティブの継続

※イニシアティブについて：大河川 (河口域等で年間平均水量が 2000m<sup>3</sup>/s を超え、流路が 1,000 キロメートルを越える河川など。ただし、文化的要素を考慮) を対象に、洪水対策など、河川に関連したあらゆるテーマについて世界約 300 名程度の研究者が参画する研究計画で、2014 年に開始され、2018 年にはフェーズ 2 を開始するところ。はじめてグローバルレベルのステータス・レポートが作成される。国際会議、出版物の出版、研修、国際的アクションプランの策定などを実施。(加盟国による自発的参加事業として実施【オーストリアの Integrated River Research and Management に関するユネスコチェアが中心])

- 第 4 回国際会議を 2020 年に開催予定であり、継続した活動としては、大河川のグローバルアセスメントの方法論について最新情報を共有する予定。ユネスコ水ファミリーの参加のほか、より広範的に呼びかけ研究への参画を促進する。

### 4. ウルグアイ衛生技術実施施設の新規カテゴリー 2 センター提案

- ウルグアイの衛生技術実施施設 (Regional Experimental Center for Sanitation Technologies (CERTS)) をカテゴリー 2 センターに申請するという同国からの提案に、政府間理事国として賛同した。

※今後、ウルグアイがユネスコに申し出て、ユネスコ執行委員会・総会での審議を経て決定。

## 5. 世界水博物館ネットワークおよびユネスコ IHP による持続可能な水教育と水の課題等に関する普及

- 各国に水に関するミュージアムが増加していることを背景に、2017年に発足した水博物館（現在60館ほど）の世界的ネットワークを拡大することを目的とした決議。同ネットワークは、水教育とSDGsへの貢献を重点目標に掲げ、ネットワーク化により水問題に関する普及啓蒙の促進をねらいとしており、2017年にイタリア及び2018年にオランダで国際会議を開催。
- ユネスコのIHP活動を含め水の重要性を普及するため、次のIHPビューロー会合までに現在の活動状況を図る指標を提示し、次のビューロー及び理事会においてこれらの指標に応じたアウトプットやインパクトについてIHP事務局から提示するよう呼びかけたほか、加盟国やIHP国内委員会にボランティアベースで本ネットワークへの参画を推奨する。

## 6. IHP第9期戦略計画（2022-2029）の準備

- IHPビューローに、第9期戦略計画の策定にかかる日程及びタスクフォースメンバーを決定するよう求めるとともに、定期的にタスクフォースの活動について確認するよう依頼。
- IHP事務局に対し、第9期戦略計画のコンセプトペーパーの案を提示し、2018年12月までに、電子媒体による照会を行うよう要請。

## 7. IHP第8期戦略計画（2014-2021）の評価

- IHP事務局に対し、第9期戦略計画の策定に向けて、第8期計画の実施に関する外部評価に関する必要な情報を関連機関に提供するよう要請。
- 第8期戦略計画実施状況に関する総合報告書を作成し、第9期戦略計画の策定に活かせるようIHP理事会に提出するようIHP事務局に要請。
- 第8期戦略計画の評価と報告書作成に財政或いは人的貢献をボランティアベースで加盟国に奨励。

## 8. 持続可能な開発目標（SDGs）の新たな指標（水教育に関する指標6.a.2）の作成

- 現在、SDG目標6.aにおいては国際協力や能力開発を進め、発展途上国における水に関する活動を支援していけるよう掲げている。これに関する指標はODA費のモニタリングといった指標（6.a.1）のみが設定されているところ。
- IHP事務局に対し、OECD、WHO、及びUNEPと協力し、水教育に関する効果的な指標について検討するよう要請。（IHP第8期計画のテーマ6）  
※将来的にIAEG-SDGs（SDG指標に関する機関間専門家グループ（IAEG-SDGs）会合）への提出可能性を見据えた検討

## 9. IHPのビジビリティ向上

- ニューヨークの国連本部においてユネスコIHPの活動がより認識されるよう、ユネスコの貢献に関する情報について作成して各国代表部等に配布、また、ニューヨークの各国代表部及、ユネスコカテゴリー2センターやユネスコチェアの支援を受けて、ハイレベル会合などのイベントを開催するよう、IHP事務局に要請。

## 10. 地盤沈下に関するイニシアティブの設立

- 1969年以來、地盤沈下に関する専門家ワーキンググループがユネスコでは活動してきている。第8期戦略計画のテーマ1, 2, 4, 5に資する科学の推進を行ってきているイニシアティブ(地下素、ハイドロ・ハザード、渇水、工学的手法など)。学術研究者や学術機関のIHP世界的プラットフォームとして発展させ、加盟国及びIHP国内委員会にボランティアベースで参画・支援を促す。

※本イニシアティブのワーキングには、日本からは大同大学の情報学部・総合情報学科(経営情報専攻)の大東憲二教授がメンバーとして参画。第1回(1969年)と第9回(2015年)の国際シンポジウムは日本で開催。

## 11. IHP事業・主要イニシアティブ提案に関する決議・決議案の作成・提出

- IHP事務局に対して、政府間理事会の資料(決議案を含む)について、6か国語での文書で、少なくとも理事会の初日からさかのぼって6週間前までに関係文書を理事国に配布するよう要請。
- 加盟国は、決議案について、少なくとも理事会の2週間前までに提出すること。

## 12. 今後のIHP事業・主要イニシアティブに関するモニタリング及びレビュー

- 第58回IHPビューロー会合において、IHPの15の主要事業・イニシアティブの評価結果を提示し、今後の勧告を準備するようIHP事務局に要請。また、今後の事業・イニシアティブのアウトプット、インパクト、ガバナンスに関する報告やモニターの定例化について、同ビューロー会合に新たなレビューメカニズムについて、次回の理事会に提示するとともに、定期的な評価基準や今後のロードマップについても議論できるように要請する。
- 今後の新たなIHP事業やイニシアティブは、特定の貢献に関する情報、コストの概算当を含むものとし、定期的な活動評価ができるようにする。

## 13. 国連「雪と氷の国際年2020」の提案

- 事務局に対し、2020年を雪と氷に関する国連国際年とするようアイスランドによる働きかけについて、必要な相談等に応じるとともに、第205回ユネスコ指向委員会において議題として準備するよう要請。加盟国、関係パートナー国、特に水ファミリー関係機関は、このイニシアティブへの支援を促進。